

高知大学看護学会誌投稿規程

1. 目的と対象

本誌は高知大学看護学会の会誌であり、会員の活動成果を発表する場を提供すると共に、本学会および本学会に関係する組織・個人の活動を活性化するための情報交換の場となることを目的とする。対象とする論文は、広く看護に関する研究および実践の成果を著したものとす。

2. 投稿資格

筆頭者は本学会の正会員に限り、共著者は全て本学会員であることとする。但し、学会誌委員会が認めた場合は、この限りではない。

3. 論文の種類

1) 論文の種類は、総説、原著、報告であり、それぞれの内容は下記のとおりである。

総説：ある主題に関連した研究の総括、文献についてまとめたもの。

原著：主題にそって行われた実験や調査のオリジナルなデータ、資料に基づき新たな知見、発見が論述されているもの。

報告：事例研究、フィールドレポートなどの研究および実践の報告。

2) 投稿論文の内容は、他の出版物（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。重複投稿は禁止する。

4. 倫理的配慮

人および動物が対象である研究は、倫理的に配慮され、その旨が本文中に明記されていること。

5. 原稿執筆要領

1) A4縦版、1行40字、1頁30行程度とし、適切な行間をあける。

2) 投稿原稿の1編は、表題、要旨、図表など全て含み、原則として以下の刷り上がり頁数以内とする。文字数は、およそ()内の通りである。

総説：刷り上がり10頁(約12,000字)

原著：刷り上がり10頁(約12,000字)

報告：刷り上がり8頁(約9,600字)

3) 図、表は、1点ずつ1頁の用紙に刷り上がりのサイズで作成し、番号と表題を記入し(表は上部に表1、図または写真は下部に図1のように通し番号とタイトルまたは説明文をつける)、本文とは別に巻末にまとめる。本文中に、それぞれ図表のサイズと挿入希望位置を明記する。

サイズA(刷り上がり1頁)約1,400字

サイズB(刷り上がり1/2頁)約850字

サイズC(刷り上がり1/4頁)約400字

2.5cm	
表題 (中央 12P 強調) 氏名 (中央 10.5P 強調) 所属 (中央 10.5P 強調)	
英文表題 (中央 12P 強調) 氏名ローマ字表記 (中央 10.5P 強調) 所属英文表記 (中央 10.5P 強調)	
要旨 (10.5P)	
2.5	キーワード： Abstract (10.5P)
	Key words:
	本文 (10.5ポイント)
	【緒言】
	【方法】
	【結果】
	【考察】
	【結論】
	【謝辞】
	【文献】
2.5cm	
2.5	

- 4) 上下左右の余白は **2.5cm** づつとする。
- 5) 本文は、明朝体、**10.5** ポイントとする。
- 6) 原著は、緒言、方法、結果、考察、結論、謝辞、引用文献とする。
- 7) 表題、英文表題
(中央揃え **12** ポイント強調)
- 8) 著者名、著者名ローマ字表記、所属 (〇〇大学〇〇学部〇〇学科、〇〇病院〇〇部)
(中央 **10.5** ポイント強調)
- 9) 共同研究者の所属が複数の機関の場合は、それぞれの所属、勤務先 (所属機関) を書き、氏名の右上に¹⁾、²⁾、をつける。
- 10) 文献について
 - (1) 文献は引用順に番号をつけ本文との照合をする。文中該当個所の右肩に¹⁾ ²⁾のように記す。連番の場合は、^{1) - 4)}のように記す。
 - (2) 著者は3名まで表記する。4名以上の場合は、著者名の後に“他”、英文の場合は、“et al.”をつけて、省略することができる。
 - (3) 文献の記載方法は下記に従う。

【雑誌掲載論文】

著者名 (発行年) : 論文の表題. 雑誌名. 巻(号). 頁-頁.

【オンライン版で DOI のない場合】

著者名 (発行年) : 論文の表題. 雑誌名. 巻(号). 頁-頁. URL

【オンライン版で DOI のある場合】

著者名 (発行年) : 論文の表題. 雑誌名. 巻(号). 頁-頁. doi : DOI 番号

【単行本】

著者名: 書名 (版) . 頁-頁. 出版社. 発行地. 発行年.

【編者、監修者のある本の一章の場合】

その章の著者名 : その章の論文の表題. 編者名. 書名 (版) . 頁-頁. 出版者名. 発行地. 発行年

【翻訳書】

原書者名 (訳者名) : 翻訳書名 (版) . 頁-頁. 出版社. 発行地. 翻訳書の発行年

【Web ページなど、逐次的な更新が前提となっているコンテンツなど】

作成者名 (update 日) . 当該データ名. 情報源 (資料名等/バージョン) . URL (参照日)

*なお、発行年は、使用した版の発行年とし、すべて西暦で記載する。

- 11) 原稿の種類を問わず、全ての原稿に、**400** 字以内の日本語要旨と **200** 語以内の英文抄録を付すること。英文抄録は、専門家またはネイティブスピーカーのチェックを受ける。
- 12) 原稿の種類を問わず、全ての原稿に、適切な日本語および英語のキーワードを各 **3~5** 語付すること。

6. COI 自己申告書

全ての著者は投稿時に「高知大学看護学会誌投稿時 COI 自己申告書」を提出しなければならない。申告書の内容については、結論または謝辞と引用文献の間にその旨を記載する。COI 状態がない場合でも、前述の場所に「開示すべき COI 状態はない」などの文言を記載する。

7. 投稿手続き

- 1) 投稿は、原本と査読用の著者名と所属をはずしたもの（査読用）を1部ずつ word 形式で作成し、メールに添付し、送付のこと。メールの件名は、「高知大学看護学会誌投稿」とする。査読用は、本文から謝辞を取り外し、所属や研究施設が特定できる事項を隠すための処理（伏字など）を行う。
- 2) 投稿時には、所定の表紙（学会ホームページからダウンロードして使用）に、原稿の種類、論文タイトル（和・英）、和・英のキーワード（3～5語）、著者名（全員分）、郵便番号・住所、電話番号、メールアドレス、原稿枚数、別刷部数を記載し、メールに添付し、送付のこと。
- 3) 投稿規定チェックリストシートにも必要事項を記載し、メール添付で送付すること。
- 4) 原則メール受付とする。やむを得ず、メールが利用できない場合は、以下のものを持参あるいは郵送にて送付すること。
 - A. 印刷した原稿（原本）1部
 - B. 著者名と所属をはずした査読用原稿2部
 - C. 論文の入った USB メモリーまたは、CD-ROM（破損しないようパッキングすること）
 - D. 所定の表紙
 - E. 投稿規程チェックリストシート
 - F. 連絡先住所氏名を記入し、送料相当の切手を貼付した封筒（査読結果返却用）

5) 投稿に関する問い合わせ及び申込先

メール：kochikangogakkaishi@kochi-u.ac.jp

郵 送：〒783-8505 高知県南国市岡豊町小蓮
高知大学医学部看護学科
高知大学看護学会誌編集委員会
電 話：088-880-2520 FAX088-880-2521

8. 原稿の受付

- 1) 原稿は随時受け付けるが、当該年度刊行分への採用は毎年6月末までを受付期限とする。
- 2) 投稿規程チェックリストシートに従い原稿を確認し、投稿規程チェックリストシートは原稿に添付して提出する。原則として、不備がある原稿は受けけない。
- 3) 手続を経た原稿の到着日を受付日とする。

9. 査読用修正稿の提出方法

- 1) 査読用修正稿を提出する際は、査読者から指摘された箇所をどのように修正したのかを明記した別紙を付ける。別紙のファイル名は、「査読者への回答」とする。
- 2) 「査読者への回答」は査読者ごとに作成する。
- 3) 査読用修正稿における修正箇所は赤字とする。
- 4) 査読用修正稿には、著者名および所属先は記載しない。

10. 原稿の採否

- 1) 原稿の採否は、査読を経て編集委員会が決定する。
- 2) 原稿の採否は、メールまたは郵送にて査読結果と共に投稿者に知らせる。
- 3) 編集委員会の判定により、原稿の修正および原稿種類の変更を投稿者に求めることがある。

11. 最終稿の提出方法

- 1) 最終稿は、全て黒字とし、ファイル名は「最終稿：投稿者名」とする。
- 2) 最終稿の図表は、PDFで提出することが望ましく、必要に応じて power point、excel 等の元データも提出すること。

12. 投稿された論文および電子媒体は理由の如何を問わず返却しない。

13. 著者校正

著者校正は1回までとする。但し、校正の際の加筆は原則として認めない。

14. 著作権

著作権は本学会に帰属する。掲載論文は高知大学学術情報リポジトリにも掲載するものとする。学会誌およびリポジトリへの掲載後は、本学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。最終原稿提出時、編集委員会より提示される著作権譲渡同意書に著者全員が自筆署名し、PDFファイルにしてメール添付、持参、ファックスのいずれかの方法で提出すること。

15. 著者が負担すべき費用

- 1) 掲載料 原則として無料。規定刷り上がり頁数を超える場合は1ページにつき3千円を著者負担とする。
- 2) 別刷料 別刷は全て実費を著者負担とする。
- 3) その他 図表等、印刷上、特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

附則 この投稿規程は、平成19年11月23日から施行する。

この規程の改正は、平成21年11月21日から施行する。

この規程の改正は、平成22年11月20日から施行する。

この規程の改正は、平成27年11月21日から施行する。

この規程の改正は、平成28年11月19日から施行する。

この規程の改正は、平成29年2月28日から施行する。

この規程の改正は、平成30年11月10日から施行する。

この規程の改正は、令和2年11月14日から施行する。